

令和3年4月1日からごみの分別が変わります!



令和3年度から可燃ごみの処理を松山市に委託することに伴い、ごみの分別が一部で変更となります。
新しい分別での ごみの分け方と出し方、各地域の収集日については、後日配布予定の「ごみ分別表」「ごみ分別帳」をご確認ください。



POINT
燃料ごみの区分が「可燃ごみ」と「プラスチック製容器包装」に変わります。
「剪定枝・葉・草」の収集が週1回に、「雑ごみ」の排出方法が分類ごとに袋を分けて出すように変わります。

燃 可燃ごみの出し方

週2回※

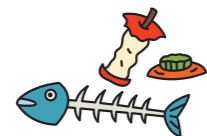
※一部地域を除く

排出方法

必ず町指定のごみ袋(燃料ごみ用)に入れて出してください。

台所くず

- 調理くず、残飯 など
(貝がらや卵のからを含む)
しっかり水切りをする。

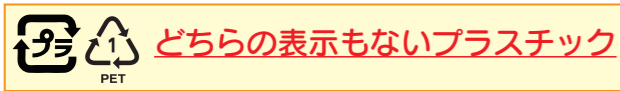


リサイクルできない紙類

- 食品や洗剤などの紙製容器
- ビニール・金属加工している紙
- 感熱紙(レシートなど)
- ティッシュペーパー など



リサイクルできないプラスチック製品



- プラ製の食品保存容器・台所用品
- 洗面器、バケツ、ハンガー、その他プラ製の日用品 など



食用油

新聞や古布に染み込ませて出す。
凝固剤も使用可能。

布・革製品

- 布切れ、ボロ布
- 下着、汚れた衣類
(ファスナーなどの金具をのける。)
- くつ
(金具のついていないもの) など



その他

- 紙おむつ(汚物を取り除く。)
- ゴム類
- 乾燥剤 など



- 使い捨てカイロ
- 保冷剤
- CD・DVD
- アルミ箔(おかず入れ など)

剪定枝・葉・草の出し方

週2回が週1回に※

※一部地域を除く



プラスチック製容器包装の出し方

週1回※

※一部地域を除く

排出方法

プラスチック製容器包装だけで透明な袋(45リットルまで)または町指定ごみ袋(資源回収用)に入れて出してください。

カップ・パック・トレイ

- インスタント食品・弁当などの容器
- 卵・豆腐・のり・菓子などのパック
- 生鮮食品・惣菜などのトレイ など



プラスチック製容器包装はこのマークが目印!

ポリ袋・ラップ・ラベル・フィルム

- レジ袋、食料品・衣料品などの袋
- 飲料用容器やジュースなどのラベル
- 商品を包んでいたフィルム など



ボトル類

- 洗剤・シャンプー・リンスのボトル
- 調味料・ドレッシングのボトル など



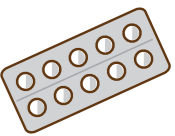
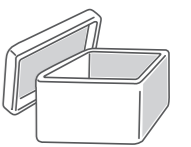
ペットボトルのものもあるので、分別マークに注意する。
汚れがついたものは、必ずすすいでから水気を切って出してください。

キャップ類

- プラスチック製のふた・キャップ など

その他

- 発泡スチロール
- 野菜・果物のネット
- エアキャップ(ぷちぷち)
- 錠剤・カプセルの包装 など



上記は、プラマークがなくてもプラスチック製容器包装。

Check



Q:可燃ごみになるプラとは?
A:それ自体が道具になるもの
(例)●ストロー・バラ
●おもちゃ
●ビニールひも・バンド
●ホース

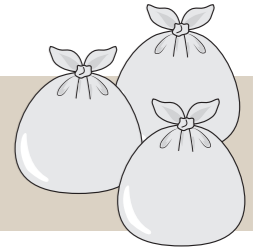


雑ごみの出し方

月1回

排出方法

①②③④に分けて必ず町指定ごみ袋(雑ごみ用)に入れて出してください。



- ①木製品 ②陶磁器 ③電気製品 ④生活雑貨・その他

※分類の詳細は、後日配布予定の「ごみ分別表」「ごみ分別帳」をご確認ください。



お問合せは

砥部町役場 生活環境課

☎(089)962-7446

